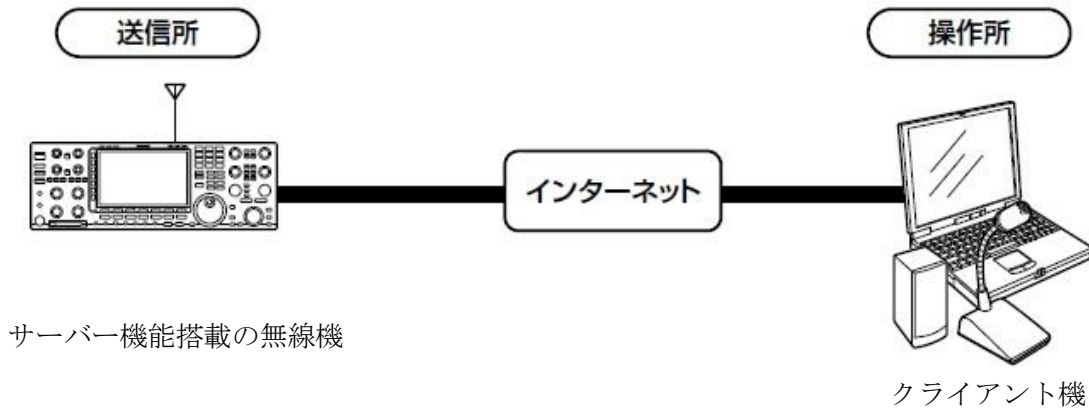


「専用線を利用したアマチュア局の無線設備の遠隔操作」について、当該工事設計書に添付する適合説明資料  
(別宅リモート：インターネットを利用/送信所はサーバーPCの機能が搭載されている無線機)

1. 遠隔操作を行う送信機 : 第4送信機
2. 送信機の名称 : IC-705
3. 遠隔操作を行うためのソフトウェア : RS-BA1  
操作所側パーソナルコンピューター及び送信所側パーソナルコンピューターのそれぞれに RS-BA1 (IP リモートコントロールソフトウェア) をインストールし運用する。

#### 4. 遠隔操作の構成図



#### 5. 「アマチュア局の遠隔操作について」の適合説明

(1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。

操作所側パーソナルコンピューターから、送信所無線設備の表示部と同様の表示および、操作が可能で、免許人が常に無線設備を監視及び制御でき、電波の発射の停止も確認できます。

(2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことがないよう措置してあること。

インターネット接続、パーソナルコンピューター接続、遠隔操作アプリケーション起動時に、ID/パスワードによるセキュリティ管理を行い、免許人以外の者が、送信所の無線設備を操作できないように措置しています。

(3) 連絡線は、専用線であること。

送信所アプリケーション及び、遠隔操作所側リモートデスクトップ機能を利用することにより、遠隔操作所パーソナルコンピューターから送信所無線設備の表示部及び操作が可能で、免許人が常に無線設備を監視及び制御できます。

(4) 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

遠隔操作所における遠隔操作は、送信所へ社会通念上の機関として想定される交通手段（電車、バス、車、その他）を利用して3時間以内に到達する範囲内で行うものとします。また、スマートプラグ 遠隔操作 直差しコンセントで、電源断等の措置を図るものです。